

Q36 児童生徒へわいせつ行為を行った教師を懲戒免職（解雇）しました。将来この者が再び教師として勤務することは防げないのでしょうか。

A

児童生徒等への性暴力等（以下「児童生徒性暴力等」という。）を行った者が免許状を再取得し、教師等として復職することについては、教員性暴力防止法により極めて厳しい制限が課せられています。

（1）免許状の再授与の制限

教員性暴力防止法では、施行日である令和4年4月1日以降に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者（以下「特定免許状失効者等」という。）への免許状の再授与については、改善更生の状況その他その後の事情により授与が適当であると認められない限り、授与できることとしています（教員性暴力防止法第22条）。

具体的には、特定免許状失効者等が免許状の再授与を希望する場合、授与権者（都道府県教育委員会）に対し、授与申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないとの高度の蓋然性を証明し得る書類を提出する必要があります。授与権者においては、提出書類に基づき、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、授与の適否について総合的に判断します。このとき、過去の加害行為に高い悪質性が認められる場合や、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は、原則再授与はされません。また、授与権者が再授与を行う場合、原則として、学識経験者で構成される都道府県教育職員免許状再授与審査会の全会一致の賛成を得る必要があります。

こうした仕組みにより、特定免許状失効者等へ免許状が再授与されるのは極めて例外的なケースに限定されるものと考えられます。

（2）教師等としての任命・雇用の制限

教員性暴力防止法においては、国が特定免許状失効者等の氏名、免許状の失効・取上げの事由等に関するデータベース（以下「データベース」という。）を整備し、免許状の失効・取上げ事務を担う都道府県教育委員会が特定免許状失効者等についての情報を迅速に記録するとともに、教師等の任命権者・雇用者にこのデータベースの活用を義務付けています（教員性暴力防止法第7条第1項及び第15条）。

データベースの活用により任命・雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、任命権者・雇用者においては、慎重に任命・雇用の判断を行うことが求められます。具体的には、教員性暴力防止法の基本理念（教師等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性を任命権者・雇用者としても改めて確認することが必要です。なお、このデータベースには、教員性暴力防止法の施行日（令和4年4月1日）より前の情報も含め、少なくとも40年間分の情報を記録することとされています。

こうした仕組みにより、特定免許状失効者等が過去に児童生徒性暴力等を行ったことを秘匿して教師等として採用されることを防ぐこととなっていきます。

＜参考資料＞

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）⇒169ページ参照

Q37 過去に免許状を取得していた人を教師として採用しようとしていますが、本人に確認すると、免許状を更新していなかったと言っています。教師として働いてもらうために何か手続は必要でしょうか。

A

まずは、過去に取得済みの免許状が更新制導入後（平成 21 年 4 月 1 日以降）に初めて免許状の授与を受けた方が有する免許状（新免許状）であるか、更新制導入前（平成 21 年 3 月 31 日以前）に初めて免許状の授与を受けた方が有する免許状（旧免許状）であるかを確認してください。

更新制が導入されてから廃止されるまで（平成 21 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで）は、新免許状は、その授与の日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日まで（有効期間）効力を持つこととされており、引き続き免許状を有効なものにするためには、有効期間の満了の際に免許状更新講習の課程の修了等を踏まえ免許状を更新することとされていました。

また、旧免許状については、免許状を有する方の生年月日等によって 10 年ごとに設定される修了確認期限が付され、その期限までに免許状更新講習の課程を修了し、修了の確認を受ける手続をしなければ、現職の教師等については免許状が失効し、それ以外の方については免許状が使用できない休眠状態となることとされていました。

更新制の廃止後（令和 4 年 7 月 1 日以後）は、新免許状の有効期間と旧免許状の修了確認の仕組みがなくなり、休眠状態となっていた旧免許状及び有効期間が令和 4 年 7 月 1 日以降の新免許状は、有効期間のない免許状とみなされます。そのため、特段の手続なく、これらの免許状を用いて教師として働くことが可能ですが。

一方、現職の教師等であったときに修了確認期限を過ぎた旧免許状及び令和 4 年 6 月 30 日以前に有効期間が過ぎた新免許状は失効していることから、更新制廃止後に教師として働くためには免許状の再授与を受ける必要があります。

図 6 令和 4 年 7 月 1 日以降の免許状の扱いについて（改正免許法施行時）

● 施行日（令和4年7月1日）時点で有効な免許状（休眠状態のものを含む）は、 手續なく、有効期限のない免許状となる。	新・旧免許の別 <small>(注1)</small>	有効期限の日満了時点で 現職教師 <small>(注2)</small>	有効期限の日満了時点で 非現職教師 (ペーパーティーチャー等)
● 施行日前に有効期限を超過した免許状の扱いは次のとおり。	新免許状	失効	失効
	旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行ふことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能。（注4）→https://www.mext.go.jp/a_menu/shotoju/koushin/010/1314009_00001.htm

（注1）新免許状、旧免許状の別は以下のとおり。
新免許状：更新制導入後（平成21年4月1日以後）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状
旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者も含め、「旧免許状」として取り扱われる。
※旧免許状保有者が更新制導入後に新たに他の免許状を受けることはない。

このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはない。
(例：平成21年3月31日以前に中学校の免許状を取得し、平成21年4月1日以後に小学校の免許状を取得した場合など)

（注2）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日満了時点。「現職教師」には、産休・育休その他の休業・休職中の者等も含む。
有効期限の日は、新規・延長・免除・回復確認手続を行った場合はそれの証明書に新たな期限が記載されている。

（注3）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めている。

（注4）極めて例外的なケース（平成12年の免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある。

（出典）改正教育職員免許法施行後の教員免許状の取扱いについて（周知）：文部科学省（mext.go.jp）

免許状が失効しても、過去に免許状の取得のために用いた学位や単位は引き続き有効であるため、免許状の再授与申請の際に使用することが可能であり、教職課程を経て取得された免許状は、特段追加の単位等を修得することなく再授与が可能です。再授与に関する具体的な取扱いについては、授与権者である都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<参考資料>

- 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（4文科教第444号令和4年6月21日）⇒200ページ参照

Column

旧免許状と新免許状

令和4年6月30日までに授与された免許状のうち、更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた方が有する免許状を旧免許状、更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた方が有する免許状を新免許状といいます。新免許状には、10年間の「有効期間」の記載がありますが、旧免許状にはありません。

旧免許状を有する方が更新制導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われます。このため、同一の者が新・旧免許状の両方を有していることはありません。

平成12年の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則第2項各号及び第3項の経過措置により授与された免許状は、失効した場合再授与されません。このようなケースもあるため、再授与に当たっては都道府県教育委員会において現行法令に従って判断する必要があります。

Q38 結婚により氏名が変更になりましたが、免許状の手続は必要でしょうか。**A**

結婚により氏名を変更したとしても、戸籍等により個人の確認が可能であることから免許状の手続は特段不要です。ただし、希望する場合は氏名の書換えをその免許状を授与した都道府県教育委員会に願い出ることができます（免許法第15条）。また、氏名の書換えを行った上で旧姓を併記することも可能です。

なお、教育委員会では、旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等で本人確認を行うように留意してください。

Q39 免許状を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。**A**

免許状は失効や取上げの処分がない限り、その効力が変わることはないため、既存の有効な免許状を再交付してしまう等の誤認を避けた上で再交付を受けることができます（免許法第15条）。

免許状の再交付の際には、紛失や破損の事実を客観的に証明することができる書類の提出が必要です。客観的な証明ができないものについては、原則再交付されませんので代わりに授与証明書を発行する等の対応が考えられます。

授与証明書とは、授与権者である都道府県教育委員会が、該当者の方に既に免許状を授与したことを公的に証明するものです。授与証明書の申請は発行元の都道府県教育委員会でのみ可能です。